

議第86号

平成24年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 648,487千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 590,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成25年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 14,627	千円 11,036	千円 3,591
	1 繰越金	14,627	11,036	3,591
2 諸収入		1,224,373	637,451	586,922
	2 貸付金元利収入	1,222,873	638,081	584,792
	3 雑入	-	630	630
歳入合計		1,239,000	648,487	590,513

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工観光労働費		千円 13,208	千円 10,417	千円 2,791
	1 中小企業支援資金貸付事業費	13,208	10,417	2,791
2 公債費		1,222,792	638,070	584,722
	1 公債費	1,222,792	638,070	584,722
歳出合計		1,239,000	648,487	590,513